

介護施設等物価高騰対策支援事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、物価高騰の影響を受けている介護施設等を支援することにより、高齢者福祉サービスの安定的な提供の継続を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 本事業は、一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会（以下「老施協」という。）を実施主体とし、次に掲げる事業を行うものとする。

県補助金の交付を受けて物価高騰の影響を受けている介護施設等に対し助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）

(会計)

第3条 老施協は、本事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

(助成金交付事業の内容)

第4条 老施協は、次に定めるところに従って助成金交付事業を実施しなければならない。

(1) 対象者

対象者は、別表に掲げる県内所在介護施設等を運営する者とする。

(2) 対象経費

対象経費は、別表に掲げる県内所在介護施設等の光熱費（電気代、燃料代（自動車の燃料代を除く。）等）とする。

(3) 助成額

助成額は、別表に掲げる基準額を上限とする。

(4) 補助率

補助率は、定額とする。

(助成金の交付に係る手続き)

第5条 老施協は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の趣旨に従い、前条に定める助成金交付事業の内容及び次に掲げる交付申請等の手続きについて、助成金交付要領を作成しなければならない。

(1) 助成金の交付申請

助成金の交付申請をしようとする者は、助成事業の目的及び内容、助成事業に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に老施協が定める書類を添えて、老施協が定める期日までに提出しなければならないこと。

(2) 助成金の交付決定

ア 前号の規定により助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、当該申請について助成金の交付を適当と認めたときは、申請した事業者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに助成金の交付の決定をしなければならないこと。

イ アの場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができること。

(3) 助成金の交付条件

ア 助成金の交付決定を行う場合には、次に掲げる条件を附すものとする。

(ア) 助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(イ) 申請は別表に掲げる介護施設等を運営する者が取りまとめ、1回に限り行えるものとする。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

イ アに定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができること。

(4) 助成金の交付決定通知

助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容（条件を附した場合にあっては当該条件を含む。）を申請者に通知するものとする。

(5) 申請の取下げ

ア 申請者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から15日以内に申請の取下げをすることができるものとする。ただし、特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができるものとする。

イ アの規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかつたものとみなすこと。

(6) 助成事業の実績報告

助成事業者は、助成事業を完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業の成果を記載した報告書に必要な書類を添えて、老施協に報告しなければならないこと。

(7) 検査等

ア 前号の規定により助成事業の完了の報告があったとき又は助成事業の一部について検査の請求があったときは、助成事業者に対し、関係職員をして当該助成事業に係る書類、帳簿その他必要な物件の検査を行わせることができること。

イ 助成金交付事業の適正を期するため必要があると認めるときは、関係職員をして助成事業者に対し、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

(8) 是正のための措置

ア 助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを助成事業者に指示することができるものとする。

イ 第6号の規定は、アの規定による指示に従って行う措置の完了について準用する。

(9) 交付決定の取消し

ア 助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金の交付決定の内容、これに附した条件その他法令等若しくは本要領に基づく老施協の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

イ アの規定は、前号の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(10) 助成金の交付

ア 助成金は、第6号の規定により交付すべき助成金の額に係る実績報告をした後に支払うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

イ 助成事業者は、アの規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書を老施協に提出するものとする。

(11) 助成金の返還

ア 助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

イ 助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(12) 加算金及び延滞金

ア 助成事業者は、第9号の規定による交付決定の取消しにより、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を老施協に納付しなければならないこと。

イ アの規定により、加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

ウ 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を老施協に納付しなければならないこと。

エ 老施協は、ア及びウの場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

オ ア及びウの規定に定める加算金及び延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とすること。

(13) 理由の提示

助成金の交付の決定の取消し、助成事業の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は助成事業等の是正のための措置の指示をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならないこと。

(14) 助成金の経理及び関係書類等の保存

助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を助成事業が完了する日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(15) その他

助成事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和 4（2022）年10月28日から適用する。

別表

	サービス種別 (介護予防サービス、総合事業含む。)	基準額 (円/事業所・施設)
	介護施設等	訪問介護
訪問入浴		50,000
訪問リハビリテーション		50,000
福祉用具貸与		50,000
定期巡回随時対応型訪問介護看護		50,000
夜間対応型訪問介護		50,000
居宅介護支援		50,000
短期入所生活介護		50,000
短期入所療養介護		50,000
有料老人ホーム		50,000
サービス付き高齢者向け住宅		50,000
通所介護		150,000
通所リハビリテーション		150,000
地域密着型通所介護		150,000
認知症対応型通所介護		150,000
認知症対応型共同生活介護		150,000
小規模多機能型居宅介護		150,000
複合型サービス		150,000
介護老人福祉施設		300,000
地域密着型介護老人福祉施設		300,000
介護老人保健施設		300,000
介護医療院		300,000
介護療養型医療施設	300,000	
特定施設入居者生活介護	300,000	
軽費老人ホーム	300,000	
養護老人ホーム	300,000	

※ 次の介護施設等は対象外とする。

- ・令和 4（2022）年度 4 月分から 9 月分までの介護報酬請求実績のない介護施設等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び令和 4（2022）年10月 1 日までに新たに指定を受けた介護施設等を除く。）
- ・介護保険法上のみなし指定がされている病院、診療所、薬局
- ・国、都道府県又は市町村が運営する介護施設等
- ・交付決定までに廃止する介護施設等